

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年12月6日 22時35分ごろ
発生場所	香川県多度津町二面島西北西方沖 二面島灯台から真方位287° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 18.4′ 東経133° 36.0′)
事故の概要	貨物船第十二朝日丸は、西南西進中、また、漁船翔栄丸は、底引き網漁を操業しながら西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月1日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十二朝日丸、499トン 143636、有限会社執行海運 B 漁船 翔栄丸、4.8トン KA3-30932（漁船登録番号）、個人所有 第260-26359号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aほか3人が乗り組み、船長Aが船橋で操船に当たり、兵庫県南あわじ市福良港の造船所を出港し、備讃瀬戸北航路を経由して新潟県上越市直江津港に向けて西南西進中、いつしか居眠りに陥り、同じ針路及び速力で航行を続け、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B 船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、船長Bが、航海灯及びトロール（けた網その他の漁具を水中で引くことにより行う漁法）による漁ろうに従事していることを示す灯火を表示し、操舵室の操縦席に腰を掛けて操船と見張りに当たり、自動操舵により底引き網漁を操業しながら西進していた。 船長Bは、右舷船尾方にB船に向かって西南西進しているA船の灯火を認めたが、過去に操業している時は他船が避けてくれていたので、A船が操業中のB船を避けてくれると思い、時折A船を目視で確認しながら針路及び速力を保持して操業を続けた。 船長Bは、A船がB船へ更に接近するので、B船の回転灯及び作業

	<p>灯など全ての灯火を点灯し、操業を続けた。</p> <p>船長Bは、なおもA船がB船に向けて接近するので、衝突の危険を感じ、左舵一杯を取ったものの、A船とB船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は有効な音響信号装置を装備していた。</p>
分析	<p>A船は、西南西進中、船橋当直中の船長Aが居眠りに陥り、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、底引き網漁を操業しながら西進中、船長Bが、B船に向かって西南西進するA船を認めた際、A船が操業中のB船を避けてくれると予期し、そのまま操業しながら西進を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、過去に操業している時は他船が避けていたことから、A船が操業中のB船を避けてくれると予期したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が西南西進中、B船が底引き網漁を操業しながら西進中、船長Aが居眠りに陥り、底引き網漁を操業しながら西進しているB船に向かって航行を続け、また、船長Bが、A船が操業中のB船を避けると予期し、そのまま操業しながら西進を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、眠気を催した場合、身体を動かす、外気に当たる、コーヒーを飲むなどして居眠り防止の措置を採ること。また、どうしても我慢できないときは船橋当直を交代してもらうこと。 ・ 底引き網漁を操業中の漁船は、自船に向かって航行する他船を認めて避ける様子が見られない場合、操業中の自船を他船が避けてくれると予断を持たず、十分余裕のある時機に、有効な音響による信号によって注意を喚起するなど、底引き網漁を操業中であることを自船に向かって航行する他船に知らせる手段を講じること。